

付 議 第 3 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する
議案

令和6年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

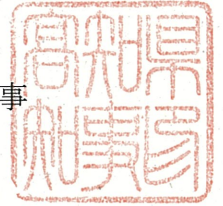
(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



6 高財政第 374 号
令和 6 年 11 月 26 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 6 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 6 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例議案
- 2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 3 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 4 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 5 令和 6 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月 日提出

高知県知事 濱田 省司

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条中「旅行雑費又は外国旅行雑費」を「旅行雑費（第20条第1項に定める額に限る。以下この条において同じ。）又は外国旅行雑費（第34条第1項に定める額に限る。以下この条において同じ。）」に改める。

第18条ただし書中「宿泊地の区分に応じた」を削る。

第19条第1項中「宿泊地の区分に応じた」を削り、「定額」を「額」に改め、同条第2項を削る。

第33条第2項中「宿泊地の区分に応じた」を削り、「定額」を「額」に改め、同条第3項を削る。

附則第4項を削る。

別表第1の1を次のように改める。

1 宿泊料、宿泊諸費及び旅行雑費

区分	宿泊料（1夜につき）の上限額	宿泊諸費（1夜につき）	旅行雑費（1日につき）
金額	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議	500円

	める額	して定める額	
--	-----	--------	--

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第33条、第34条、第36条関係）

外国旅行の旅費

宿泊料、宿泊諸費、外国旅行雑費及び死亡手当

区分	宿泊料（1夜につき）の上限額	宿泊諸費（1夜につき）	外国旅行雑費（1日につき）				死亡手当
			指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
金額	政令第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額	円 6,200	円 5,200	円 4,200	円 3,800	円 490,000

備考 1 この表において、「指定都市」とは国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第二において指定都市とされていた地域を、「甲地方」とは同表において甲地方とされていた地域を、「丙地方」とは同表において丙地方とされていた地域を、「乙地方」とは指定都市、甲地方又は丙地方である地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における宿泊諸費及び外国旅行雑費の額は、この表の規定にかかわらず、当該旅行の到着地に応じ、この表に定める額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行（同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行を含む。）については、なお従前の例による。

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

- 3 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

区分	議員報酬 (月額)	旅費									
		内国旅行			外国旅行						
		宿泊料（１夜につき）の上限額	宿泊諸費（１夜につき）	旅行雑費（１日につき）	宿泊料（１夜につき）の上限額	宿泊諸費（１夜につき）	外国旅行雑費（１日につき）				死亡手当
指 定 都 市	甲 地 方						乙 地 方	丙 地 方			
議会の議長	900,000円	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第306号。以下この表において「政令」という。）第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	円 700	政令第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	円 8,300	円 7,000	円 5,600	円 5,100	円 640,000
議会の副議長	820,000円										
議会の議員	770,000円										

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

- 4 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「前2項」を「第1項又は第3項」に、「（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書、第21条、第33条第1項ただし書」を「第21条」に、「同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）別表第1又は別表第4」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」と、同条例第21条第1項第1号」を「同条第1項第1号」に、「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第3」を「知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）別表第3」に、「第3条第3項の規定により読み替えて適用する前号」を「第3条第5項の規定により読み替えて適用する前号」に、「第3条第3項の規定により読み替えて適用する前項第3号」を「第3条第5項の規定により読み替えて適用する前項第3号」に、「第3条第3項の規定により読み替えて適用する第1項第3号」を「第3条第5項の規定により読み替えて適用する第1項第3号」に、「第3条第3項の規定により読み替えて適用する第1項各号」を「第3条第5項の規定により読み替えて適用する第1項各号」に、「同条例第3条第3項」を「同条例第3条第5項」に改め、「、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第1又は別表第4」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」と」を削り、「第3条第3項の規定により読み替えて適用する第21条第4項」を「第3条第5項の規定により読み替えて適用する第21条第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 4 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは、「知事が別に」とする。

第3条第2項ただし書中「宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び」及び「宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）別表第1」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第1」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	給料（月額）	旅費									
		内国旅行			外国旅行						
		宿泊料（１夜につき）の上限額	宿泊諸費（１夜につき）	旅行雑費（１日につき）	宿泊料（１夜につき）の上限額	宿泊諸費（１夜につき）	外国旅行雑費（１日につき）				死亡手当
							指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	
知事	1,200,000円	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第306号。以下この表において「政令」という。）第９条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して知事が定める額	円 700	政令第９条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して知事が定める額	円 8,300	円 7,000	円 5,600	円 5,100	円 640,000
副知事	940,000円										

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第3条関係）

区分	内国旅行	外国旅行				
	旅行雑費（1日につき）	外国旅行雑費（1日につき）				死亡手当
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
金額	600円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	580,000円

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

(地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び」及び「宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、」を削り、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「前項」を「前2項」に、「職員の旅費に関する条例」を「職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第7条中「第2条第3項から第7項まで」を「第2条第3項から第6項まで」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分		報酬	旅費					
			内国旅行	外国旅行				死亡手当
				旅行雑費（1日につき）	外国旅行雑費（1日につき）			
		指定都市	甲地方		乙地方	丙地方		
教育委員会委員		月額 180,000円	600円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	580,000円
公安委員会及び	委員長	月額 208,000円						
人事委員会	委員	月額 180,000円						
選挙管理委員会	委員長	日額 29,000円						
	委員	日額 25,000円						
監査委員		月額 208,000円						
労働委員会	会長	日額 29,000円						
	使用者委員、労働者委員、公益委員及び特別調整委員	日額 25,000円						
収用委員会	会長	日額 29,000円						
	委員及び予備委員	日額 25,000円						
海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会	会長	日額 29,000円						
	委員及び専門委員	日額 25,000円						

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、宿泊料金の高騰その他の社会経済情勢の変化並びに国家公務員の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の施行等を考慮し、宿泊料の上限額及び宿泊諸費の額を引き上げる等必要な改正をしようとするものである。

新	旧	対	照	表
新			旧	
職員の旅費に関する条例（抜粋）			職員の旅費に関する条例（抜粋）	
（趣旨）			（趣旨）	
第1条 この条例は、公務のために旅行する一般職の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）並びに職員の遺族に対し支給する旅費（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、費用弁償としての旅費をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定める。			第1条 この条例は、公務のために旅行する一般職の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）並びに職員の遺族に対し支給する旅費（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、費用弁償としての旅費をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定める。	
（用語の意義）			（用語の意義）	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
（1） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。			（1） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。	
（2） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。			（2） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。	
（3）～（7） 略			（3）～（7） 略	
2 この条例における地域区分は、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）とし、外国にあってはこれに準ずる地域とする。			2 この条例における地域区分は、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）とし、外国にあってはこれに準ずる地域とする。	
（旅費の支給）			（旅費の支給）	

第3条 職員が出張し、又は赴任に伴う住居の移転のため旧居住地から新居住地へ旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給し、又は交通機関の乗車券等を給付する。この場合において乗車券等の給付を行ったときは、当該給付は、当該職員に対し旅費を支給したものとみなす。

2～6 略

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、宿泊諸費、旅行雑費及び外国旅行雑費とする。

2～5 略

6 宿泊料は、宿泊を要する旅行について、宿泊料金（食費を除く。以下同じ。）の実費額により支給する。

7 宿泊諸費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 旅行雑費は、内国旅行に伴う雑費について1日当たりの定額又は実費額により支給する。

9 外国旅行雑費は、出張のための外国旅行に伴う雑費について1日当たりの定額又は実費額により支給する。

(旅費の計算)

第8条～第9条の2 略

第10条 削除

第3条 職員が出張し、又は赴任に伴う住居の移転のため旧居住地から新居住地へ旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給し、又は交通機関の乗車券等を給付する。この場合において乗車券等の給付を行ったときは、当該給付は、当該職員に対し旅費を支給したものとみなす。

2～6 略

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、宿泊諸費、旅行雑費及び外国旅行雑費とする。

2～5 略

6 宿泊料は、宿泊を要する旅行について、宿泊料金（食費を除く。以下同じ。）の実費額により支給する。

7 宿泊諸費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 旅行雑費は、内国旅行に伴う雑費について1日当たりの定額又は実費額により支給する。

9 外国旅行雑費は、出張のための外国旅行に伴う雑費について1日当たりの定額又は実費額により支給する。

(旅費の計算)

第8条～第9条の2 略

第10条 旅行者が内国の同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における宿泊諸費及び旅行雑費（第20条第1項に定める額に限る。次条において同じ。）の額は、その地域に到着した日の翌日から起算した滞在期間を次の各号に区分し、当該各号に掲げる期間にあっては、

第11条 1日の旅行において、旅行雑費（第20条第1項に定める額に限る。以下この条において同じ。）又は外国旅行雑費（第34条第1項に定める額に限る。以下この条において同じ。）について

当該各号に掲げる額を定額から減じた額による。

（1） 当該翌日から起算して14日を超え30日までの期間 定額の10分の1に相当する額

（2） 当該翌日から起算して30日を超え60日までの期間 定額の10分の2に相当する額

（3） 当該翌日から起算して60日を超え90日までの期間 定額の10分の3に相当する額

（4） 当該翌日から起算して90日を超え180日までの期間 定額の10分の4に相当する額

（5） 当該翌日から起算して180日を超える期間 定額の10分の5に相当する額

2 旅行者が外国の同一地域に滞在する場合における宿泊諸費及び外国旅行雑費（第34条第1項に定める額に限る。次条において同じ。）の額は、その地域に到着した日の翌日から起算した滞在期間を次の各号に区分し、当該各号に掲げる期間にあっては、当該各号に掲げる額を定額から減じた額による。

（1） 当該翌日から起算して30日を超え60日までの期間 定額の10分の1に相当する額

（2） 当該翌日から起算して60日を超える期間 定額の10分の2に相当する額

3 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前2項の滞在期間から除算する。

第11条 1日の旅行において、旅行雑費又は外国旅行雑費について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は外国旅行雑費を支給する。

定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は外国旅行雑費を支給する。

第12条 略

第2章 内国旅行の旅費

第14条～第17条の2 略

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金の額による。ただし、その額が別表第1の1の上限額を超える場合には、任命権者が人事委員会に協議して定めるやむを得ない事情があるときを除き、当該上限額とする。

(宿泊諸費)

第19条 宿泊諸費の額は、別表第1の1の額による。

(旅行雑費)

第20条 旅行雑費の額は、別表第1の1の定額による。

2・3 略

第21条～第28条 略

第3章 外国旅行の旅費

第29条～第32条 略

(宿泊料及び宿泊諸費)

第33条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金の額による。ただし、その額が旅行地の区分に応じた別表第2の上限額を超える場

第12条 略

第2章 内国旅行の旅費

第14条～第17条の2 略

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金の額による。ただし、その額が宿泊地の区分に応じた別表第1の1の上限額を超える場合には、任命権者が人事委員会に協議して定めるやむを得ない事情があるときを除き、当該上限額とする。

(宿泊諸費)

第19条 宿泊諸費の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の1の定額による。

2 宿泊諸費は、水路旅行及び航空旅行については、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(旅行雑費)

第20条 旅行雑費の額は、別表第1の1の定額による。

2・3 略

第21条～第28条 略

第3章 外国旅行の旅費

第29条～第32条 略

(宿泊料及び宿泊諸費)

第33条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金の額による。ただし、その額が旅行地の区分に応じた別表第2の上限額を超える場

合には、任命権者が人事委員会に協議して定めるやむを得ない事情があるときを除き、当該上限額とする。

2 宿泊諸費の額は、別表第2の額による。

(外国旅行雑費)

第34条 外国旅行雑費の額は、旅行地の区分に応じた別表第2の定額による。

2 略

第35条 略

(死亡手当)

第36条 死亡手当の額は、別表第2の定額による。

2 略

第37条 略

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和29年7月1日以後の旅行から適用する。

2・3 略

別表第1 (第18条―第23条関係)

合には、任命権者が人事委員会に協議して定めるやむを得ない事情があるときを除き、当該上限額とする。

2 宿泊諸費の額は、宿泊地の区分に応じた別表第2の定額による。

3 第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊諸費について準用する。

(外国旅行雑費)

第34条 外国旅行雑費の額は、旅行地の区分に応じた別表第2の定額による。

2 略

第35条 略

(死亡手当)

第36条 死亡手当の額は、別表第2の定額による。

2 略

第37条 略

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和29年7月1日以後の旅行から適用する。

2・3 略

4 旅行先又は目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして人事委員会が定める地域である場合における外国旅行の宿泊料、宿泊諸費及び外国旅行雑費に係る別表第2の額は、当分の間、同表の甲地方について定める額の10分の8に相当する額とする。

別表第1 (第18条―第23条関係)

内国旅行の旅費

1 宿泊料、宿泊諸費及び旅行雑費

区分	宿泊料（1夜につき）の上限額	宿泊諸費（1夜につき）	旅行雑費（1日につき）
金額	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額	500円

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

2 略

別表第2（第33条、第34条、第36条関係）

外国旅行の旅費

宿泊料、宿泊諸費、外国旅行雑費及び死亡手当

内国旅行の旅費

1 宿泊料、宿泊諸費及び旅行雑費

区分	宿泊料（1夜につき）の上限額			宿泊諸費（1夜につき）			旅行雑費（1日につき）
	都の特別区	甲地方	乙地方	都の特別区	甲地方	乙地方	
金額	10,000円	8,100円	7,300円	3,400円	2,800円	2,500円	500円

備考 1 甲地方とは国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1において甲地方とされている地域（都の特別区である地域を除く。）を、乙地方とは都の特別区及び甲地方である地域以外の地域をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合における宿泊諸費の額は、乙地方につき定める定額とする。

3 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

2 略

別表第2（第33条、第34条、第36条関係）

外国旅行の旅費

宿泊料、宿泊諸費、外国旅行雑費及び死亡手当

区分	宿泊料（１夜につき）の上限額	宿泊諸費（１夜につき）	外国旅行雑費 （１日につき）				死亡 手当
			指定	甲地	乙地	丙地	
			都市	方	方	方	
金額	政令第９条に規定する財務省令で定める額との 権衡を考慮して 任命権者が知事 と協議して定め る額	政令第１１条に規定する財務省令で定める一夜当たりの 定額との権衡を考 慮して任命権者が 知事と協議して定 める額	円	円	円	円	円
			6,200	5,200	4,200	3,800	490,000

備考 1 この表において、「指定都市」とは国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第二において指定都市とされていた地域を、「甲地方」とは同表において甲地方とされていた地域を、「丙地方」とは同表において丙地方とされていた地域を、「乙地方」とは指定都市、甲地方又は丙地方である地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における宿泊諸費及び外国旅行雑費の額は、この表の規定にかかわらず、当該旅行の到着地に応じ、この表に定める額とする。

区分	宿泊料（１夜につき）の上限額				宿泊諸費（１夜につき）				外国旅行雑費 （１日につき）				死亡 手当
	指定	甲地	乙地	丙地	指定	甲地	乙地	丙地	指定	甲地	乙地	丙地	
	都市	方	方	方	都市	方	方	方	都市	方	方	方	
金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	14,400	12,000	9,600	8,700	4,900	4,100	3,300	2,900	6,200	5,200	4,200	3,800	490,000

備考 1 指定都市とは国家公務員等の旅費に関する法律別表第2において指定都市とされている地域を、甲地方とは同表において甲地方とされている地域を、丙地方とは同表において丙地方とされている地域を、乙地方とは指定都市、甲地方及び丙地方である地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における宿泊諸費及び外国旅行雑費の額は、丙地方につき定める定額とする。

新	旧	対	照	表
新			旧	

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

（議員報酬）

第2条 議員報酬は、別表に定める額とする。

2～6 略

（費用弁償）

第3条 議会の議長、副議長及び議員の旅費は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、内国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については、別表に定める額とする。

2 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）別表」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「議会の議長が」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表」と、「任命権者が人事委員会に協議し

（議員報酬）

第2条 議員報酬は、別表に定める額とする。

2～6 略

（費用弁償）

第3条 議会の議長、副議長及び議員の旅費は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、内国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については、別表に定める額とする。

2 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）別表」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「議会の議長が」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表」と、「任命権者が人事委員会に協議し

て」とあるのは「議会の議長が」とする。

3 旅費は、別に定めるもののほか、公務のため旅行し、又は議会、委員会等に出席したときに支給する。

4・5 略

(支給方法)

第7条 議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

て」とあるのは「議会の議長が」とする。

3 旅費は、別に定めるもののほか、公務のため旅行し、又は議会、委員会等に出席したときに支給する。

4・5 略

(支給方法)

第7条 議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

別表（第2条、第3条関係）

区分	議員報酬 (月額)	旅費									
		内国旅行			外国旅行						
		宿泊料（１夜につき）の上限額	宿泊諸費（１夜につき）	旅行雑費（１日につき）	宿泊料（１夜につき）の上限額	宿泊諸費（１夜につき）	外国旅行雑費（１日につき）				死亡手当
							指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
議会の議長	900,000 円	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第306号。以下この表において「政令」という。）第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	円	政令第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	円	円	円	円	円
議会の副議長	820,000 円			700			8,300	7,000	5,600	5,100	640,000
議会の議員	770,000 円										

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

旧

別表（第2条、第3条関係）

区分	議員報酬 (月額)	旅費																			
		内国旅行							外国旅行												
		宿泊料（１夜につき） の上限額			宿泊諸費（１夜につ き）			旅行雑 費（１	宿泊料（１夜につき）の上限額				宿泊諸費（１夜につき）				外国旅行雑費（１日につき）				死 亡 手 当
		都 の 特 別 区	甲 地 方	乙 地 方	都 の 特 別 区	甲 地 方	乙 地 方	日 に つ き	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	
議会の 議長	900,000 円	円 12,900	円 11,100	円 9,900	円 4,400	円 3,700	円 3,400	円 700	円 19,200	円 16,100	円 12,900	円 11,600	円 6,500	円 5,400	円 4,300	円 3,900	円 8,300	円 7,000	円 5,600	円 5,100	
議会の 副議長	820,000 円																				
議会の 議員	770,000 円																				

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

新	旧	対	照	表
新			旧	
知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）			知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）	
第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。			第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。	
第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の162.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。			第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の162.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。	
2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の162.5」とする。			2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の162.5」とする。	
第3条 知事及び副知事の旅費は、一般職の職員の例により支給する。ただし、内国旅行の場合の宿泊料の上限額（着後手当の額の			第3条 知事及び副知事の旅費は、一般職の職員の例により支給する。ただし、内国旅行の場合の宿泊料の上限額（着後手当の額の	

うち宿泊料に相当する額及び扶養親族移転料の額のうち着後手当（宿泊料に相当する部分に限る。）に相当する額を含む。以下この条において同じ。）並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については別表第1に定める額とし、移転料の上限額については別表第3に定める額とする。

2 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）別表第1」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第1」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」とする。

3 公営企業局長、人事委員会の委員、監査委員及び教育長の旅費は、一般職の職員の例により支給する。ただし、人事委員会の委員、監査委員及び教育長の旅費のうち内国旅行の場合の定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については別表第4に定める額とし、移転料の上限額については別表第3に定める額とする。

4 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用

うち宿泊料に相当する額及び扶養親族移転料の額のうち着後手当（宿泊料に相当する部分に限る。）に相当する額を含む。以下この条において同じ。）並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については別表第1に定める額とし、移転料の上限額については別表第3に定める額とする。

2 公営企業局長、人事委員会の委員、監査委員及び教育長の旅費は、一般職の職員の例により支給する。ただし、人事委員会の委員、監査委員及び教育長の旅費のうち内国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については別表第4に定める額とし、移転料の上限額については別表第3に定める額とする。

については、これらの規定中「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは、「知事が別に」とする。

- 5 第1項又は第3項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第21条及び別表第1の2の備考の規定の適用については、同条第1項第1号中「別表第1の2」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）別表第3」と、同項第2号及び第3号中「前号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第5項の規定により読み替えて適用する前号」と、同条第2項中「前項第3号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第5項の規定により読み替えて適用する前項第3号」と、「別表第1の2」とあるのは「同条例別表第3」と、「同表の2」とあるのは「同表」と、同条第3項中「第1項第3号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第5項の規定により読み替えて適用する第1項第3号」と、同条第4項中「第1項各号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第5項の規定により読み替えて適用する第1項各号」と、「任命権者が知事に協議して」とあるのは「知事が別に」と、「同項及び第2項の別表第1の2」とあるのは「同条例第3条第5項の規定により読み替えて適用する第1項及び第2項の同条例別表第3」と、「同表の2の備考2」とあるのは「同条例第3条第5項の規定により読み替えて適用する別表第1の2の備考2」と、同条例別表第1の2の備考2中「第21条第4項」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第5項の規定により読み替えて適用する第21条第4項」と、「「140,000」とあるのは「同条例別表第3中

- 3 前2項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書、第21条、第33条第1項ただし書及び別表第1の2の備考の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）別表第1又は別表第4」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」と、同条例第21条第1項第1号中「別表第1の2」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第3」と、同項第2号及び第3号中「前号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第3項の規定により読み替えて適用する前号」と、同条第2項中「前項第3号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第3項の規定により読み替えて適用する前項第3号」と、「別表第1の2」とあるのは「同条例別表第3」と、「同表の2」とあるのは「同表」と、同条第3項中「第1項第3号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第3項の規定により読み替えて適用する第1項第3号」と、同条第4項中「第1項各号」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第3項の規定により読み替えて適用する第1項各号」と、「任命権者が知事に協議して」とあるのは「知事が別に」と、「同項及び第2項の別表第1の2」とあるのは「同条例第3条第3項の規定により読み替えて適用する第1項及び第2項の同条例別表第3」と、「同表の2の備考2」とあるのは「同条例第3条第3項の規定により読み替

「166,000」』と、「280,000」』とあるのは「332,000」』と、
「160,500」』とあるのは「189,000」』と、
「321,000」』とあるのは「378,000」』と、
「184,500」』とあるのは「216,000」』と、
「369,000」』とあるのは「432,000」』と、
「228,000」』とあるのは「267,000」』と、
「456,000」』とあるのは「534,000」』と、
「374,000」』とあるのは「440,000」』と、
「561,000」』とあるのは「660,000」』と、
「496,000」』とあるのは「584,000」』と、
「744,000」』とあるのは「876,000」』と、
「522,000」』とあるのは「612,000」』と、
「783,000」』とあるのは「918,000」』と、
「558,000」』とあるのは「656,000」』と、
「837,000」』とあるのは「984,000」』と、
「648,000」』とあるのは「762,000」』と、
「972,000」』とあるのは「1,143,000」』とする。

えて適用する別表第1の2の備考2」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第1又は別表第4」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」と、同条例別表第1の2の備考2中「第21条第4項」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例第3条第3項の規定により読み替えて適用する第21条第4項」と、「140,000」』とあるのは「同条例別表第3中「166,000」』と、「280,000」』とあるのは「332,000」』と、「160,500」』とあるのは「189,000」』と、「321,000」』とあるのは「378,000」』と、「184,500」』とあるのは「216,000」』と、「369,000」』とあるのは「432,000」』と、「228,000」』とあるのは「267,000」』と、「456,000」』とあるのは「534,000」』と、「374,000」』とあるのは「440,000」』と、「561,000」』とあるのは「660,000」』と、「496,000」』とあるのは「584,000」』と、「744,000」』とあるのは「876,000」』と、「522,000」』とあるのは「612,000」』と、「783,000」』とあるのは「918,000」』と、「558,000」』とあるのは「656,000」』と、「837,000」』とあるのは「984,000」』と、「648,000」』とあるのは「762,000」』と、「972,000」』とあるのは「1,143,000」』とする。

新

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	給料（月額）	旅費									
		内国旅行			外国旅行						
		宿泊料（1夜につき）の上限額	宿泊諸費（1夜につき）	旅行雑費（1日につき）	宿泊料（1夜につき）の上限額	宿泊諸費（1夜につき）	外国旅行雑費（1日につき）				死亡手当
		国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下この表において「政令」という。）第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が定める額	円700	政令第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が定める額	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
知事	1,200,000円						円8,300	円7,000	円5,600	円5,100	円640,000
副知事	940,000円										

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

区分	給 料（月 額）	旅 費																			
		内国旅行								外国旅行											
		宿泊料（1 夜につき） の上限額			宿泊諸費（1 夜につ き）			旅 行 雑 費（1 日につ き）	宿泊料（1 夜につき）の上限額				宿泊諸費（1 夜につき）				外国旅行雑費（1 日につき）				死 亡 手 当
		都 の 特 別 区	甲 地 方	乙 地 方	都 の 特 別 区	甲 地 方	乙 地 方		指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	
知 事	1,220,000 円	円 12,900	円 11,100	円 9,900	円 4,400	円 3,700	円 3,400	円 700	円 19,200	円 16,100	円 12,900	円 11,600	円 6,500	円 5,400	円 4,300	円 3,900	円 8,300	円 7,000	円 5,600	円 5,100	円 640,000
副知事	940,000円																				

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1
日につき500円を加算した額とする。

新

別表第4（第3条関係）

区分	内国旅行	外国旅行				
	旅行雑費（1日につき）	外国旅行雑費（1日につき）				死亡手当
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
金額	600円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	580,000円

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

別表第4（第3条関係）

区分	内国旅行							外国旅行												
	宿泊料（１夜につき） の上限額			宿泊諸費（１夜につ き）			旅行雑 費（１ 日につ き）	宿泊料（１夜につき）の上限額				宿泊諸費（１夜につき）				外国旅行雑費（１日につき）				死 亡 手 当
	都 の 特 別 区	甲 地 方	乙 地 方	都 の 特 別 区	甲 地 方	乙 地 方		指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	
金額	円 11,700	円 9,800	円 8,800	円 3,900	円 3,300	円 3,000	円 600	円 16,800	円 14,100	円 11,300	円 10,100	円 5,700	円 4,700	円 3,800	円 3,400	円 7,200	円 6,200	円 5,000	円 4,500	円 580,000

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

新	旧	対	照	表
新			旧	

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2に規定する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）の報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2に規定する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）の報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第2条 報酬は、議会の議員の中から選任された監査委員については月額104,000円を、その他の者についてはそれぞれ別表第1から別表第3までに定める額を支給する。

第2条 報酬は、議会の議員の中から選任された監査委員については月額104,000円を、その他の者についてはそれぞれ別表第1から別表第3までに定める額を支給する。

2 議会の議員の中から選任された監査委員の旅費は、議会の議員として受ける旅費の額に相当する額を支給する。

2 議会の議員の中から選任された監査委員の旅費は、議会の議員として受ける旅費の額に相当する額を支給する。

3 別表第1に定める者の旅費は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（次条を除き、以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、内国旅行の場合の定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については、同表に定める額とする。

3 別表第1に定める者の旅費は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（次条を除き、以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、内国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については、同表に定める額とする。

4 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、同条例第18条ただし

- 4 別表第2に定める者の旅費は、一般職の職員の例により支給する。
- 5 前2項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「人事委員会に協議して」とあるのは、「知事と協議して」とする。
- 6 別表第3に定める者の旅費は、一般職の職員相当の旅費額以内で任命権者が知事と協議して定める額を一般職の職員の例により支給する。

第7条 国家公務員法（昭和22年法律第120号）若しくは地方公務員法に基づく一般職に属する公務員又は議会の議長、副議長若しくは議員である委員等が職務のため旅行し、又は委員会、協議会等に出席した場合は、第2条第3項から第6項までの規定による旅費の額にかかわらず、その者が、公務員又は議会の議長、副議長若しくは議員として受ける旅費の額に相当する額を支給する。ただし、所属の官公庁から旅費の支給を受ける場合は、支給しない。

書中「別表第1の1」とあるのは「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）別表第1」と、「人事委員会に協議して」とあるのは「知事と協議して」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1」と、「人事委員会に協議して」とあるのは「知事と協議して」とする。

- 5 別表第2に定める者の旅費は、一般職の職員の例により支給する。
- 6 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「人事委員会に協議して」とあるのは、「知事と協議して」とする。
- 7 別表第3に定める者の旅費は、一般職の職員相当の旅費額以内で任命権者が知事と協議して定める額を一般職の職員の例により支給する。

第7条 国家公務員法（昭和22年法律第120号）若しくは地方公務員法に基づく一般職に属する公務員又は議会の議長、副議長若しくは議員である委員等が職務のため旅行し、又は委員会、協議会等に出席した場合は、第2条第3項から第7項までの規定による旅費の額にかかわらず、その者が、公務員又は議会の議長、副議長若しくは議員として受ける旅費の額に相当する額を支給する。ただし、所属の官公庁から旅費の支給を受ける場合は、支給しない。

新

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	報酬	旅費						
		内国旅行	外国旅行					
		旅行雑費（１日につき）	外国旅行雑費（１日につき）				死亡手当	
指定都市	甲地方		乙地方	丙地方				
教育委員会委員	月額 180,000円	600円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	580,000円	
公安委員会及び人事委員会	委員長							月額 208,000円
	委員							月額 180,000円
選挙管理委員会	委員長							日額 29,000円
	委員							日額 25,000円
監査委員	月額 208,000円							
労働委員会	会長							日額 29,000円
	使用者委員、労働者委員、公益委員及び特別調整委員							日額 25,000円
収用委員会	会長							日額 29,000円
	委員及び予備委員							日額 25,000円
海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会	会長							日額 29,000円
	委員及び専門委員							日額 25,000円

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	報酬	旅費																			
		内国旅行							外国旅行												
		宿泊料（１夜につき）の上限額			宿泊諸費（１夜につき）			旅行雑費（１日につき）	宿泊料（１夜につき）の上限額				宿泊諸費（１夜につき）				外国旅行雑費（１日につき）				死亡手当
		都の特 別区	甲地方	乙地方	都の特 別区	甲地方	乙地方	日につ き	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	
教育委員会委員	月額 180,000円	11,700円	9,800円	8,800円	3,900円	3,300円	3,000円	600円	16,800円	14,100円	11,300円	10,100円	5,700円	4,700円	3,800円	3,400円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	580,000円
公安委員会 及び人事委 員会	委員長	月額 208,000円																			
	委員	月額 180,000円																			
選挙管理委 員会	委員長	日額 29,000円																			
	委員	日額 25,000円																			
監査委員		月額 208,000円																			
労働委員会	会長	日額 29,000円																			
	使用者委員、労働者委員、公益委員及び特別調整委員	日額 25,000円																			
収用委員会	会長	日額 29,000円																			
	委員及び予備委員	日額 25,000円																			
海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会	会長	日額 29,000円																			
	委員及び専門委員	日額 25,000円																			

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

≪ 条例議案の概要 ≫

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案について

1 条例改正の目的

この条例は、宿泊料金の高騰等を含む社会経済情勢の変化並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「国旅費法」という。）の一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の施行等を考慮し、宿泊料の上限額及び宿泊諸費の額を引き上げる等必要な改正をしようとするものである。

2 主要内容

宿泊料の上限額及び宿泊諸費の改正

県一般職員の宿泊料及び宿泊諸費は、国家公務員行政職3級以上6級以下の職員の区分と同額を適用しており、今般の国旅費法改正における国家公務員の宿泊料の引き上げに準拠した旅費額の改正を行う。

教育長及び教育委員の宿泊料及び宿泊諸費は、国家公務員行政職7級相当以上の区分と同額を適用しており、前述の県一般職員と同様に、国家公務員の宿泊料の引き上げに準拠した旅費額の改正を行う。

なお、国家公務員においては、今般の改正により職務の級に応じた旅費区分を廃止し、一般職員の宿泊料は全て同額へと改正する予定であることから、改正後の県一般職員、教育長、教育委員の宿泊料及び宿泊諸費は同額となることになる。

＜一般職員、教育長、教育委員の宿泊料及び宿泊諸費額＞

一般職員	区分	宿泊料(上限額)		宿泊諸費		合計		増減額
		新	旧	新	旧	新	旧	
	東京都特別区	19,000	10,000	2,400	3,400	21,400	13,400	+8,000
	大阪府大阪市	13,000	8,100	2,400	2,800	15,400	10,900	+4,500
	高知県高知市	11,000	7,300	2,400	2,500	13,400	9,800	+3,600

教育長、教育委員	区分	宿泊料(上限額)		宿泊諸費		合計		増減額
		新	旧	新	旧	新	旧	
	東京都特別区	19,000	11,700	2,400	3,900	21,400	15,600	+5,800
	大阪府大阪市	13,000	9,800	2,400	3,300	15,400	13,100	+2,300
	高知県高知市	11,000	8,800	2,400	3,000	13,400	11,800	+1,600

＜参考：知事、副知事、議員の宿泊料及び宿泊諸費額＞

知事・副知事・議員	区分	宿泊料(上限額)		宿泊諸費		合計		増減額
		新	旧	新	旧	新	旧	
	東京都特別区	27,000	12,900	2,400	4,400	29,400	17,300	+12,100
	大阪府大阪市	18,000	11,100	2,400	3,700	20,400	14,800	+5,600
	高知県高知市	15,000	9,900	2,400	3,400	17,400	13,300	+4,100

※知事・副知事・議員の宿泊料及び宿泊諸費は、国家公務員指定職の職員の額と同額

3 施行期日等

令和7年4月1日から施行し、同日以降に出発する旅行に適用する。

4 備考

システム改修に期間を要するため12月議会で条例と補正予算を提案するもの。

一方で国家公務員の旅費については、宿泊料等の見直しに合わせ、多くの項目が改正されているが、国の省令案がまだ公布されておらず、改正の詳細が不明のため、これらの改正については、公布後検討し、2月議会で改正条例議案を別途提出する予定。